

各部長
教育長 様
各行政委員会の事務局長

経営企画部長

平成25年度予算編成方針について（依命通達）

1 国の動向と県内情勢

(1) 国の動向

日本経済は、平成24年9月に内閣府が公表した月例経済報告によると、「景気は、世界景気の減速等を背景として、回復の動きに足踏みがみられる。先行きについては、当面は弱めの動きも見込まれるものの、復興需要が引き続き発現するなかで、海外経済の状況が改善するにつれ、再び景気回復へ向かうことが期待される。」としている。

こうしたなか、「日本再生戦略」、「平成25年度予算の概算要求組替え基準について」、「中期財政フレーム（平成25～27年度）」が順次閣議決定され、東日本大震災、原発事故からの復興、デフレ脱却・日本経済の再生といった課題を踏まえ、日本再生のための重点分野に大胆に予算を配分し、社会保障を含め、聖域を設けずに歳出全般を見直すことで、経済成長と財政健全化の両立を図り、市場の信認を確保しつつ日本経済の再生を図っていくことを基本とし、平成25年度予算の編成が行われている。

(2) 県内情勢

県内の経済情勢は、千葉県月例経済報告（平成24年10月1日）によると、「有効求人倍率に改善の兆しがみられるものの、新設住宅着工数の減少や鉱工業生産指数の低下など、持ち直しの動きにかげりもみられるところであり、依然として厳しい状況が続いていることから、今後の動きを注視していく必要がある。」と分析している。

2 本市財政の現状と見通し

(1) 本市財政の現状

平成23年度普通会計決算では、自主財源である市税が平成21年度より3年連続して減少する状況のなか、国の地方財政計画に基づく地方交付税の増加などの影響により、実質収支は昨年に引き続き黒字となりましたが、普通建設事業費及び

積立金が減少し、物件費、扶助費、公債費、繰出金が増加していることなどから、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が、前年度より2.0%上昇し、92.7%となり、弾力的な財政運営が難しい状況となっています。

(2) 今後の見通し

歳入では、市税をはじめとする自主財源の大幅な増収は見込めない一方、歳出では、社会保障関係費や公債費などの義務的経費及び普通建設事業費の増加が見込まれ、引き続き厳しい財政運営となる見通しです。

更に、国における社会保障・税の一体改革、地方財政計画、及び景気動向などによる影響が大きいことから、これらの動向を踏まえた財政運営となります。

3 予算編成の方針

本市のこのような財政状況を踏まえ、今後とも各種財政需要に的確に対応していくためには、経常的経費の更なる精査と、市税を始めとする自主財源の確保に努め、限られた財源をより効果的な事業に重点的に配分することにより、計画的・効率的な財政運営を行う必要があります。

平成25年度予算は、行財政改革の一層の推進を図るとともに、事業仕分け結果の対応方針や既存事業の見直しの徹底により、経常経費の削減を図ることとします。また、受益者負担の見直し、財産の有効活用を図るなど幅広く可能な財源確保に努め、「未来のまちづくり 36のアクション」事業の進捗状況を踏まえたうえで、「子育て支援」、「安心・安全な市民生活」の充実を図る事業などに重点的に配分することとします。

なお、経常経費のうち通常一般経費について、各部長等へ要求上限額を提示するので、部内で調整のうえ、その範囲内での予算要求とし、その後、財政課職員による一件査定を行うこととします。また、市政の透明性の向上と開かれた予算編成とするため、スケジュールや要求額など予算編成過程の一部を市ホームページにおいて公表します。

以上のことを基本として平成25年度予算編成方針としますので、下記事項に留意の上、年間予算を的確に積算し、通年予算として要求するよう通達します。

記

1 基本的事項

- (1) 本市の厳しい財政状況を全職員が認識し、持続可能な財政基盤を確立するため、行財政改革及び事務事業の検証・評価・見直しを徹底し経常経費の削減を図るとともに、幅広く財源確保に努めること。
- (2) 国の予算や地方財政対策、国庫補助金の一括交付金化、社会保障・税の一体改革など、国・県の制度変更等について、その動向把握を迅速かつ的確に行い、適切な対応に努めること。

- (3) 第7次行財政改革推進計画が策定過程であることを踏まえ、さらに市単独事業として継続している既存事業でも必要性や事業効果の低い事業は縮小・廃止を図るとともに、市民ニーズを的確に把握し、ニーズに即した効果的な事業の展開を図ること。
- (4) 未来のまちづくりに向け、市民参加と市民協働の機会拡充を図りながら、「子育て日本一」の視点を横断的に取り入れ、各種事務事業の在り方を再検証し、施策展開を図ること。

2 歳入に関する事項

- (1) 市税については、課税客体の的確な捕捉に努めるとともに、納税者の利便性の向上、納税相談の充実、その他の収納率向上対策を推進し、収入を確保すること。
また、税負担の公平性を確保するため、滞納整理の取組を強化し、滞納繰越額の縮減を図ること。
市税以外の各種徴収金についても、各種制度の適正・公平な運営に資するため、滞納等の縮減に向けた取組を充実強化すること。
- (2) 使用料・手数料については、市民負担の公平の確保と受益者負担の適正化の観点から、関係法令、他市の状況等を勘案し、コストと比較して受益者の負担が著しく少ないものや、現在無料の行政サービスで受益者が限定されるものなどの見直しを図ること。
- (3) 国庫支出金・県支出金については、国・県の予算編成の動向を把握し、市の事業として補助金等活用できる特定財源の確保に努めること。
- (4) 市有財産のうち、具体的な利用計画がない土地等については、売却、貸付など有効活用に努め、収入の確保と維持管理経費の削減を図ること。
- (5) 「広告事業導入指針」に基づき、広告事業の積極的な導入を図るなど、新たな財源確保のための創意工夫に努めること。

3 歳出に関する事項

- (1) 前期基本計画に計上されている事業であっても、現状を踏まえ、事業内容、事業規模、実施時期等を見直すこと。要求に当たっては、基本計画計上額を上限とするが、安易に上限額で要求することは厳に慎むこと。また、上限額を超える場合には、経営企画部政策推進課と協議の上、要求すること。
- (2) 「未来のまちづくり 36のアクション」事業においても、現状を踏まえた工程表の見直しを行い、予定事業費の縮減や特定財源確保に努めること。
- (3) 扶助費等については、受給要件や給付水準などあらゆる観点から再検討を行い、対象者や扶助額について精査し、漫然と予算の肥大化を招くことのないよう給付の厳格化に努めること。また、市の単独事業については、制度継続の合理性等を必ず整理し、必要に応じた制度改正を積極的に検討すること。
- (4) 施設の維持管理等の委託料については、行政サービスの低下を来たさないよう

留意しつつ、内容、仕様を見直し、その縮減を図ること。また、調査、計画作成等の業務については、原則として職員自らが実施するものとし、委託料としての要求は、高度に技術的、専門的な業務で外部委託が必要やむを得ないものに限ること。

- (5) イベント事業等については、実施時期、実施期間、実施内容等を精査し、簡素で効率的な運営に努め、事業費を極力抑制すること。
- (6) 補助金については、「補助金交付に関する基準」に基づき、公益性、事業効果等を再検証した上で要求すること。

4 その他

- (1) 各種契約の方法は、競争入札によることを基本とし、随意契約とする場合は、随意契約事由の厳格な適用に努めること。また、従前、随意契約を行っている事業について、引き続き随意契約を予定する場合においても、必ず契約内容、仕様・設計内容等の見直しを行い、予算要求に反映させること。
- (2) 特別会計についても以上の方針と同一の基調に立って予算編成を行うものとする。なお、特別会計制度の本旨に則り、一般会計との負担区分を明確化し、安易に財源不足を一般会計からの繰入金に依存することのないよう留意すること。